

令和8年4月定例

四 万 十 町 教 育 委 員 会

会 議 資 料

日 時： 令和8年4月8日（水）午前9時00分

場 所： 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 教育長職務代理者あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議 題
 - ① 議案第1号 米奥小学校学校運営協議会委員及びアドバイザーの委嘱又は任命について
- 5 協議事項
- 6 報告事項
- 7 その他
 - ① 今後の日程について

教 育 長 職務代理者	谷口 和史
委 員	横山 順一、 野中 裕子、 西谷 史
事 務 局	川上 武史、 今西 浩一、 橋本 剛臣、 藤原 直美、 中井 智之

議案第 1 号

米奥小学校学校運営協議会委員の委嘱について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 3 条及び第 4 条第 2 項に基づき、米奥小学校学校運営協議会の委員を別紙のとおり委嘱することについて、委員会の意見を求める。

令和 8 年 4 月 8 日 提出

四万十町教育長職務代理者 谷口 和史

別 紙

米奥小学校学校運営協議会委員

区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する 地域住民	吉田 健一	四万十町●●●●●●
	寺川 典男	四万十町●●●●●●
	政岡 竜二	四万十町●●●●●●
	矢野 和矢	四万十町●●●●●●
	林 真代	四万十町●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する 児童及び生徒の保護者	武田 貴彦	四万十町●●●●●●
	田村 皓哉	四万十町●●●●●●
(3) 地域学校協働活動推 進員その他の対象学校の 運営に資する活動を行う 者	村上 智之	四万十町●●●●●●
(4) 学校関係者	北添 忠	四万十町●●●●●●
(5) 学識経験を有する者	岡本 則子	四万十町●●●●●●
	森 雅順	四万十町●●●●●●
(6) 前各号に掲げる者の ほか教育委員会が適当で あると認める者		

任期 : 令和7年4月11日 ~ 令和9年3月31日

任期 : 令和8年4月 8日 ~ 令和9年3月31日

米奥小学校学校運営協議会アドバイザー

氏 名	勤務先	住 所
黒瀬 忠行	佐川町教育研究所（校長経験者）	●●●●●●

任期 : 令和7年4月11日 ~ 令和9年3月31日

参 考

○ 四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 抜粋

(令和 2 年四万十町教育委員会規則第 10 号)

(委員の構成等)

第 3 条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、12 人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域住民
- (2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者
- (3) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 7 第 1 項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学校関係者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者

2 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。

3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

(委員の任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

2 前条第 3 項の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(参考)

米奥小学校 学校運営協議会 委員名簿

	選出区分	氏名	備考	委嘱・任命
1	(1) 対象学校の所在する地域住民	吉田 健一	●●●●●●●●	委嘱
2		寺川 典男	●●●●●●●●	委嘱
3		政岡 竜二	●●●●●●●●	委嘱
4		矢野 和矢	●●●●●●●●	委嘱
5		林 真代	●●●●●●●●	委嘱
6	(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	武田 貴彦	●●●●●●●●	委嘱
7		田村 皓哉	●●●●●●●●	委嘱
8	(3) 地域学校協働活動推進員その他対象学校の運営に資する活動を行う者	村上 智之	●●●●●●●●	委嘱
9	(4) 学校関係者	北添 忠	●●●●●●●●	任命
10	(5) 学識経験を有する者	岡本 則子	●●●●●●●●	任命
11		森 雅順	●●●●●●●●	委嘱

	氏名	備考	住所	委嘱・任命
1	黒瀬 忠行	佐川町教育研究所、校長経験者	●●●●●●●●	委嘱

任期：任命の日～ 令和9年3月31日

任期：令和8年4月8日～ 令和9年3月31日

(林 真代)